



昨年度発生した火災について

令和元年6月28日  
総務省消防庁予防課企画調整係

# 東京都多摩市における建物火災の概要



- 発生時刻：平成30年7月26日（木）（確認中）
- 鎮圧時刻：平成30年7月26日（木） 19時40分
- 住所：東京都多摩市唐木田1-22-1
- 階別：地下3階、地上3階
- 延べ面積：約17,656.39㎡
- 出火原因：調査中
- 焼損状況：焼損床面積約400㎡（地下2階及び3階）、免震ピット部分天井断面積5,000㎡

- 覚知時刻：平成30年7月26日（木） 13時52分（119）
- 鎮火時刻：平成30年7月26日（木） 22時38分
- 名称：（仮称）多摩テクノロジービルディング（工事中の建築物）
- 建築面積：約5,360.7㎡
- 死傷者等：死者5名、負傷者42名
- 防火管理状況：防火管理者選任済、消防計画届出済

# 東京都多摩市における建物火災を受けた対応

類似の火災による被害の発生を防止する対応として、消防庁、国土交通省及び厚生労働省より、それぞれ関係部局に以下のとおり通知を发出。

## 消防庁

同種の建物（①新築工事中であること。②収容人員（1日の最大時の工事従事者の数）が50人以上であること。③電気工事等の工事中であること。④外壁及び床を有する部分が存する地階の床面積の合計が5,000㎡以上であること）における防火対策の緊急点検や注意喚起の実施について、全国の消防本部に通知。

- 「新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について」（平成30年7月27日付け消防予第487号）
- 「建設現場における火災による労働災害防止に係る厚生労働省の通知等について（情報提供）」（平成30年7月27日事務連絡）

また、平成30年11月1日に新築工事現場に対する防火安全指導の強化に係る東京消防庁の取組を全国の消防機関に情報提供。

- 「新築工事現場に対する防火安全指導の強化に係る東京消防庁の取組について（情報提供）」（平成30年11月1日事務連絡）

## 国土交通省

適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保及び安全管理等の徹底について、全国の建設業団体に通知。

- 「工事現場における火災による労働災害の防止等について」（平成30年7月27日付け事務連絡）

## 厚生労働省

類似の火災による労働災害の発生を防止（①可燃性の断熱材の使用についての調査・確認②施工計画、作業手順の作成等③断熱材使用場所等への表示④火気作業を行う場合の防火対策⑤整理整頓⑥緊急時の措置）するため、全国の建設業団体に通知。

- 「建設現場における火災による労働災害防止について」（平成30年7月27日付け基安安発0727第1号）

# 札幌市の複合用途建物で発生した爆発火災を踏まえた対応

覚 知：平成30年12月16日 20時29分	住 所：北海道札幌市豊平区平岸3条8丁目1番28号
鎮 圧：平成30年12月16日 23時36分	用 途：消防法施行令別表第1（16）項イ（事業所、飲食店等）
鎮 火：平成30年12月17日 2時10分	階 数：2階建て
人的被害：負傷者52名（中等症7名、軽症45名）	規 模：建築面積185㎡、延べ面積357㎡、長屋形式
物的被害：火元建物 全焼、周辺建物 損壊38棟、	
消防用設備等の設置状況：消火器（一部未設置）、漏電火災警報器（未設置）、避難器具（未設置） ※自火報特例免除（一部設置）	
直近立入検査日：平成30年10月26日（上記の消防用設備等未設置、消防用設備等点検報告未実施、防火管理者未選任、消防計画未作成を指摘）	

**環境省からエアゾール製品及びカセットボンベの廃棄時における不適切な取扱いによる事故の防止を図るため通知が発出されたことから、消防本部においても同通知を参考に、関係行政機関と連携し、住民及び事業者への広報を実施していただくようお願い。**

（「札幌市爆発火災を踏まえた廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について」（平成30年12月27日付け事務連絡））

## <環境省廃棄物適正処理推進課長通知（平成30年12月27日付け環循適発第1812271号）の概要>

### 廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて

- ・ エアゾール製品等をごみとして排出する際には、次のような適切な取扱いが必要であり、改めて住民への周知を徹底されたい。
  - ①製品を最後まで使い切る
  - ②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する
  - ③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る
- ・ （一社）日本エアゾール協会のホームページにおいてエアゾール製品等の適切な取扱い方法等が掲載されており、同協会が事務局となっているエアゾール製品処理対策協議会においては、広報用リーフレット やDVDの提供、消費者講座への講師派遣などの協力が可能であり、引き続き連携すること

## <環境省廃棄物規制課長通知（平成30年12月27日付け環循規発第1812273号）の概要>

### 「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」（平成9年11月20日エアゾール製品処理対策協議会）の再周知

エアゾール製品を大量に廃棄する場合に安全を確保するために事業者において考慮すべき事項を掲げて、当該処理にかかる適切な処理及び事故の防止を図るための指針

事業者自ら廃棄処理を行う場合の留意事項（抜粋）

- ・ 換気の良い場所を選ぶとともに、排出された可燃性ガスが滞留しないような換気設備を備えること。
- ・ 一度に多量にガスが排出しないように、あらかじめ時間当たりの処理量を定め、これを遵守すること。
- ・ 処理を行う場所では、火花若しくはアークを発生し、又は高温になって点火源となるおそれのある機械又は火気を使用してはならないこと。
- ・ 内容物についても、引火性が高く可燃性を有するものが多いので、危険物に準じて取り扱うこと。